

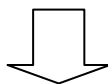
国民体育大会（成年・少年）に兵庫県 の代表選手として出場するためには

兵庫県テニス協会

【成年の部】に出場するためには

*次の①～③のいずれか1つを満たし、かつ④～⑥のいずれか1つを満たし、かつ⑦を満たす者は兵庫県最終予選に出場できる（①～③については但し書きによる除外規定があるので要注意）。

- ① 兵庫県内の在住者または在勤者、
- ② 「国民体育大会ふるさと制度」に基づく本年度の「ふるさと登録」を兵庫県体育協会に既に行っている者
- ③ 誕生日が平成7年4月1日以前の選手
（但し、平成23年度〔山口国体〕または平成24年度〔岐阜国体〕に兵庫県以外の都道府県から国体〔都道府県の国体予選を含む〕に参加した者は、平成25年度は兵庫県から国体出場は出来ない。但し、平成24年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者、または平成25年4月30日以前に結婚または離婚により住所変更した者、東日本大震災に係る選手の国民体育大会参加資格の特例措置を活用する者、についてはこの限りではない）
- ④ 1次予選・・・県民大会（一般の部）
2次予選・・・全日本兵庫県予選
1次予選の1位、2位は2次予選の出場権を得る。2次予選の上位2名（兵庫県から国体に出場出来る資格を有する成年選手の中の上位2名）は最終予選の出場権を得る。
- ⑤ 兵庫県から国体に出場出来る資格を有する成年選手で、4月末JTAランキングの上位4名は最終予選の出場権を得る。
- ⑥ 兵庫県から国体に出場出来る資格を有する成年選手で、兵庫県テニス協会強化委員会の推薦を得た選手2名は、最終予選の出場権を得る。
- ⑦ 近畿ブロック大会・本国体の両方に出場する意思があること。



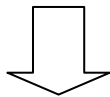
注意事項

- ・各予選大会には、選手自身が参加申込手続きをしなければならない。
（上記④⑤に該当する選手への案内は特に致しません。）
- ・上記④⑤に該当する選手が、最終予選の出場権を放棄する場合があるので、④⑤に該当しなくても出場する意思がある選手は最終予選への申し込みを行うことが出来る（繰上げ出場を認めることがある）。

【少年の部】に出場するためには

* 次の①②の両方を満たし、かつ③～⑤のいずれかの条件を満たす者は兵庫県最終予選に出場できる（①②については但し書きによる除外規定があるので要注意）。

- ① 兵庫県内の在住者または在勤者、または兵庫県内にある学校教育法第 1 条に規定する学校に所属している生徒・・・（注）通信制高校の生徒の場合には、兵庫県内在住者または兵庫県内在勤者であることが必要となります。
- ② 平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 0 年 4 月 1 日までの間に生まれた者および平成 1 0 年 4 月 2 日から平成 1 1 年 4 月 1 日までの間に生まれた中学 3 年生
（但し、平成 2 3 年度〔山口国体〕または平成 2 4 年度〔岐阜国体〕に兵庫県以外の都道府県から国体〔都道府県の国体予選を含む〕に参加した者は、平成 2 5 年度は兵庫県から国体出場は出来ない。但し、平成 2 4 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者、または平成 2 5 年 4 月 3 0 日以前に結婚または離婚により住所変更した者、または平成 2 4 年度〔岐阜国体〕終了時以降にやむを得ない理由により一家転住した者、JOC エリートアカデミーに在籍している者、東日本大震災に係る選手の国民体育大会参加資格の特例措置を活用する者、についてはこの限りではない）
- ③ 1 8 歳以下ポイントの上位 4 名
（6 月の関西ポイント+県 Jr+県総体）
- ④ 1 6 歳以下ポイントの上位 2 名
（6 月の関西ポイント+県 Jr）
- ⑤ 国体に出場出来る資格を有する少年選手で、兵庫県テニス協会強化委員会の推薦を得た選手 2 名



注意事項

- ・各予選大会には、選手自身が手続きをしなければならない。
（上記③、④に該当する選手への案内は特に致しません。）
- ・上記③④に該当する選手が、最終予選の出場権を放棄する場合があるので、③④に該当しなくても繰り上げ出場を認めることがある。その場合には、兵庫県テニス協会ジュニア委員長より当該選手に個別に案内を送付する。